



経営者のための

銀行交渉術

第12号 平成27年8月10日 (月)

発行：久保総合会計事務所

〒536-0006

大阪市城東区野江4丁目11番6号

TEL (06) 6930-6388

FAX (06) 6930-6389

◆実践コラム

『財務部長代行サービス導入事例』

…実際に導入している社長様より感想を頂きました。

おかげさまで財務部長代行サービスへの問い合わせが増えています。「財務無策で資金繰りに苦しむ中小企業を無くしたい。」という思いからスタートしたサービスですが、今までの税理士事務所には無かったサービスですので、お客様もイメージしにくい部分があるようです。本日は、実際に導入している社長様へのインタビューをご紹介します。

◆まずは自己紹介をお願いします。

衣類をインターネットで販売しています。2年前に独立をして2期の決算を終えたところです。

◆当事務所とのお付き合いのきっかけを教えてください。

創業時、自己資金を100万円しか用意出来ませんでしたので、融資を受けたいと思っていました。しかし、お金を借りた経験など全くありません。どうしようかと考えていたところ、友人がこちらの事務所で創業融資のサポートを受けたと教えてくれました。

◆創業融資サポートは満足いただけましたか。

創業に関する思いやビジネスプランをお伝えするだけで、計画書類の作成から金融機関との調整まで全てやって頂けたので、大変助かりました。結果、300万円の融資を受けることができ満足しています。

◆財務部長代行サービスを導入したきっかけを教えてください。

創業時は資金的に余裕がありませんでしたので、税務顧問サービスだけをお願いしていました。その後、半年ぐらい経過した時に、ネット広告の会社から200万円の広告出稿を提案され、広告を出すべきかどうかを相談したのがきっかけです。

◆財務部長代行サービスの導入を決断した決め手は？

当時の私にとって200万円は大金です。200万円も広告に使って本当に大丈夫だろうか？という不安がずっと拭えなかったのですが、資金繰りシミュレーションを用いて、数字で分かりやすく説明してもらうことで不安が払拭されました。

感覚的にモヤモヤしていたものが、「最低〇〇円売れば倒産することはない。」と論理的に考えられるようになりましたので、やはり数字で経営をしていかないと…と強く感じたことが決め手です。また、難しい財務諸表ではなく、すべてにおいてキャッシュを軸に説明してもらえる点も自分に合っていると感じました。

◆財務部長代行サービスを導入した感想をお聞かせください。

財務部長代行サービスをお願いしてからも、何度かアクセルを踏みたい瞬間があり、その都度資金調達を依頼しました。

創業2期で2,000万円以上の資金を調達しましたが、調達業務をお任せ出来るので、苦手な融資の資料作成に時間を費やしたり、銀行対応で嫌な思いをしたりすることもなく、自分の仕事に専念できています。何より、自分には銀行対応の知識も経験もありませんので、そもそもこれだけの金額を調達出来たことが成果です。

調達した資金で思い切った仕入や広告を仕掛け、第2期の売上高は1億8千万円を超えました。利益もしっかりと出せています。つい1年半前は200万円の広告を出すのが大勝負でしたが、第2期は2,500万円も広告費に費やしています。財務部長代行サービスなしには実現出来なかった実績だと思っています。

■ ◆お役立ち情報

『キャリアアップ助成金(正規雇用等転換コース)について』

…有期契約労働者等の正規雇用への転換をお考えの方はご検討ください。

来年度からキャリアアップ助成金を拡充する方針が発表されました。特に「正規雇用等転換コース」については来年度から恒久化し、増額も検討するということです。
有期契約労働者等の正規雇用への転換をお考えの方は、早めにキャリアアップ計画の作成に取りかかることをお勧めします。

まずは平成27年度の助成金の概要をみておきましょう。

■対象となる事業主

- ◇雇用保険適用事業主であること
 - ◇賃金台帳、出勤簿等を整備・保管していること
 - ◇正規雇用等への転換の制度を就業規則等に定めていること
 - ◇キャリアアップ管理者を置いている事業主であること
 - ◇キャリアアップ計画を作成し、労働局の認定を受けた事業主であること
- ※転換日または雇入れ日の前日から起算して過去6カ月から1年を経過した日までの間において、雇用保険被保険者を会社都合により解雇している場合等は対象になりません。

■対象労働者

次の労働者が対象になります。

- ◇通算雇用期間が6か月以上の有期契約労働者または無期雇用労働者
- ◇派遣期間が6か月以上の派遣場所で就業している派遣労働者
- ◇事業主が実施した有期実習型訓練を終了した有期契約労働者

■支給額【()内は中小企業以外の額】

次の金額が支給されます。

- (1)有期労働から正規雇用への転換等の場合
1人あたり50万円(40万円)で15人までが上限です。
- (2)有期労働から無期雇用への転換等の場合
1人あたり20万円(15万円)で10人までが上限です。
- (3)無期労働から正規雇用への転換等の場合
1人あたり30万円(25万円)で15人までが上限です。

※対象者が母子家庭の母等の場合、上記(1)に10万円、(2)と(3)に5万円の加算があります。

※派遣労働者を正規雇用として直接雇用した場合は、30万円の加算があります。

この助成金を受けるためには、転換等の制度を適用する前に、キャリアアップ計画を作成し、管轄の労働局に提出して認定を受けておく必要があります。

転換等の措置を実施する対象者が出た時にすぐに適用できるよう、早めに作成して認定を受けておくことをお勧めします。